

総務政策常任委員会会議録

平成20年 1 月23日

場 所 第2委員会室

平成20年 1月23日（水曜日）

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

○総合政策及び行財政対策に関する調査

○その他報告事項

- ・宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針（仮称）素案について
- ・公益法人制度改革について
- ・平成20年度地方財政対策について

出席委員（8人）

| | | | |
|-----|---|----|----|
| 委員 | 長 | 中野 | 廣明 |
| 副委員 | 長 | 松村 | 悟郎 |
| 委員 | | 中村 | 幸一 |
| 委員 | | 黒木 | 覚市 |
| 委員 | | 外山 | 衛 |
| 委員 | | 鳥飼 | 謙二 |
| 委員 | | 河野 | 哲也 |
| 委員 | | 川添 | 博 |

欠席委員（1人）

| | | | |
|----|--|----|---|
| 委員 | | 星原 | 透 |
|----|--|----|---|

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策本部

| | | |
|----------|----|----|
| 総合政策本部長 | 村社 | 秀継 |
| 総合政策本部次長 | 渡邊 | 亮一 |
| 総合政策課長 | 土持 | 正弘 |
| 秘書広報課長 | 緒方 | 哲 |
| 統計調査課長 | 井黒 | 学 |
| 広報企画監 | 高藤 | 和洋 |

総務部

| | | |
|-----------|----|----|
| 総務部長 | 渡辺 | 義人 |
| 総務部次長 | 吉瀬 | 和明 |
| （総務・職員担当） | | |

| | | |
|--------|----|----|
| 総務部次長 | 宮田 | 廣志 |
| （財務担当） | | |

| | | |
|----------|----|----|
| 部参事兼総務課長 | 米良 | 剛 |
| 財政課長 | 和田 | 雅晴 |
| 行政経営課長補佐 | 井手 | 義哉 |

事務局職員出席者

| | | |
|---------|----|-----|
| 総務課主査 | 菊池 | 博 |
| 議事課主任主事 | 今村 | 左千夫 |

○中野委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程でありますけれども、お手元にお配りしているとおりでありますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 次に、執行部職員の不在についてであります。総務部行政経営課の米原部参事兼課長が病気欠席する旨の不在届が提出されております。課長にかわり、井手課長補佐が説明及び答弁を行いますので、よろしくお願いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

○中野委員長 委員会を再開いたします。

当委員会の報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いたします。

○渡辺総務部長 おはようございます。総務部でございます。よろしくお願いたします。

本日御報告いたします事項は2件でございますが、お手元に配付をいたしております総務政策常任委員会資料をごらんいただきたいと存じます。表紙をおめくりいただきまして裏の目次をごらんいただきたいと思っております。

まず1点目が、公益法人制度改革についてであります。このことにつきましては、本年の12月1日付で公益法人制度改革3法が施行されることになっておりまして、これによりまして、現在民法の定めに基づいて運用されております公益法人制度が抜本的に変更されるというものでございます。

次に、2であります。昨年12月に総務省が公表いたしました平成20年度地方財政対策についてであります。詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させますので、よろしく願いをいたします。

なお、本日の説明事項の公益法人制度改革についてでございますけれども、担当課長であります行政経営課長が病気のため本日委員会を欠席いたしております。代理といたしまして、課長補佐の井手が出席し、御説明申し上げますので、よろしく願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○井手行政経営課長補佐 行政経営課でございます。

委員会資料の1ページをお願いいたします。公益法人制度改革についてであります。部長からもありましたように、資料1ページの1の公益法人制度改革の概要に書いておりますけれども、①から③に掲げました公益法人制度改革3法につきましては、平成18年6月2日に公布されておりました。このページの一番下に書いております施行時期、平成20年12月1日から施行されることになっております。

制度改革の内容につきましては、中ほどの図をごらんいただきたいと思っております。左側に現行の公益法人制度を掲げております。現行の公益法人制度は、社団法人・財団法人の設立に当たって各主務官庁の許可が必要な制度となっておりまして、法人の設立とその公益性について一体的に判断をする制度となっております。また、その判断においては各主務官庁の自由裁量に任されているというふうになっております。

これに対しまして、右側に示しております新たな制度でございますが、法人の設立と公益性の判断が分離されております。法人の設立につきましては、登記のみによって、名称が変わっておりますけれども、一般社団法人・一般財団法人として設立をすることが可能となっております。この一般社団法人・一般財団法人のうち、公益性について法が定めた統一的な基準を満たすことによって、行政庁の認定は必要ですけれども、公益社団法人・公益財団法人となることができるというふうに定められております。

なお、この認定に当たりましては、民間有識者による合議制の機関から意見を聴取した上で認定をするというような制度になっております。

また、その下に書いております税との関係でございます。現行制度では、法人格と税の優遇制度は連動してございまして、法人税において収益事業のみに課税されるなど優遇措置がとられております。新たな制度における税制については、寄附税制等の優遇措置が充実するというふうに方針は決まっておりますけれども、中身においては現在国のほうで検討中ということになります。近く新たな税制度が示されるというふうに聞いております。

以上が新たな制度の概要でございますが、既存の公益法人への対応についてどのようになる

かということで、2ページをごらんいただきたいと思います。

3の現行公益法人に対する経過措置ということで掲げております。ちょうど中ほどに表を掲げておりますけれども、現在、県のほうで許可をしております公益法人は、平成20年1月1日現在で、社団法人が144、財団法人が108の合計252法人ございます。これらの社団法人・財団法人につきましては、経過措置といたしまして、法律の施行日である平成20年12月1日から5年間移行期間が設けられております。この間、現行の公益法人は、真ん中の矢印にありますけれども、法律上、特例民法法人という扱いになりまして、現行体制のまま存続するということが可能となっております。そして、その移行期間中にそれぞれ行政庁に申請し、一般社団法人・一般財団法人の認可もしくは公益社団法人・公益財団法人の認定を受けなければならないということになっております。真ん中に書いておりますけど、万が一、何もしないまま5年間の期間が終了しますと、その法人は、満了日、25年11月30日になるかと思いますが、この日に解散をしたものと見なされると、自動的に解散というふうに見なされるということになっております。

なお、つけ加えますけれども、新しい制度では、一般社団法人・一般財団法人は登記のみによって法人格を取得できるというふうに先ほど御説明いたしましたけれども、現行の公益法人については、今申し上げましたように、何もしなければ解散になりますので、あくまで行政庁である知事の認可を受けなければ法人格が取得できない。5年以内にそういう認可を受けなければならないということになっております。

最後に、今後の県の対応についてでございます。4のほうに3点挙げております。まず、公

益認定等の処分をする場合に意見を聞くこととされております先ほど申し上げました民間有識者で構成される合議制機関、これの設置に関する条例を制定する必要があるとございます。2点目といたしまして、公益認定の基準に関する制度の運用指針、いわゆるガイドラインと言われるものがございまして、国のガイドラインにつきましては、ことしの春ぐらいいまに国が策定するというようになっております。この国の策定を踏まえまして、県版のガイドラインを策定する必要が出てくると。これらの対応を図りつつ、説明会の開催、また県民の皆様への制度周知に努めていくということにしております。

公益法人制度改革については以上でございます。

○和田財政課長 それでは、続きまして、平成20年度地方財政対策のポイントについて御説明をさせていただきます。

常任委員会資料の3ページをお願いいたします。

まず、来年度地方財政対策のポイントといたしましては、1つ目の網かけのところに書いておりますけれども、歳出の特別枠として、地方再生対策費というものが創設されております。規模といたしましては、4,000億円という規模でございます。そこのぼつの説明書きに書いておりますけれども、地方税の偏在是正により生ずる財源を活用してということでございまして、まず、前提となりますのが地方税の偏在是正でございます。それについて先に御説明をさせていただきたいと存じます。

別葉で横置き「地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設（イメージ）」という資料をお配りしております。そちらのほうを見ていただければと思います。

税につきましては、都市に多く、地方に少なくと、都市間、地方間で税収の偏在があるわけでございますけれども、特に税目ごとに税源の偏在の度合いが大きく異なっている状況でございます。一番に偏在度の大きいのが法人二税、法人事業税、法人住民税でして、人口1人当たりの税収で比べますと、一番多い東京都と一番少ない長崎県で比較しますと、6倍以上の差があるのが法人二税。逆に偏在の小さいものとして地方消費税がありまして、一番大きい東京都と一番小さいところを比べますと2倍程度ということで、偏在度の大きい法人二税について、これを何とかしなきゃいけないということが昨年末大きく議論されたところでございます。

これにつきまして、地方の側といたしましては、偏在度の大きい法人二税を国に返すかわりに偏在度の小さい地方消費税をふやしてほしいという主張をしてきたわけでありましてけれども、それについて最終的にとりあえず決着したのが、ここにあります地方法人特別税、地方法人特別譲与税の創設という形になっております。

具体的に説明申し上げますと、一番左側の法人事業税（現行）でございますけれども、これは都道府県の税でして、税収規模で申しますと、平成19年の地財ベースで5.7兆円程度。東京都が一番シェアが大きいわけでありましてけれども、東京都のシェアが26%ということで、県間の偏在の大きい法人事業税というものがございまして。

この法人事業税、5.7兆円程度ありますけれども、そのうち2.6兆円を切り離しまして、新たに地方法人特別税というものを創設いたしております。この地方法人特別税、地方と名前がついておりますけれども、これは国税でありまして、いわば地方から国に逆税源移譲したというような形になっておりまして、法人事業税から2.6兆

円分切り離して、一たん国税である地方法人特別税というものに置きかえるということにいたしております。

この地方法人特別税、国税でありますので、国に一たん集まりますけれども、集まった国税の地方法人特別税について、右にありますけれども、地方法人特別譲与税という形で各都道府県に譲与する、配り直すという形にいたしております。具体的にどうやって決まるかと申しますと、そこに譲与基準を書いてありますが、人口が2分の1、従業者数2分の1、こういった基準によりまして案分して譲与するという形になっております。ちなみに地方法人特別譲与税の東京都のシェアは約12%となっております。当然それ以外の都道府県のシェアが現行の法人事業税に比べればふえるという形になりまして、現行の法人事業税に比べれば税収の地域間格差が是正されるというものでございます。

地方の側としては、国税のほうに逆税源移譲されている点については非常に評価しがたい面もありますけれども、税源の偏在が是正されたということ、それから、今回2.6兆円が地方法人特別税に振りかえられておりますけれども、これはちょうど消費税の1%分に相当しておりますので、将来の地方消費税の充実までのあくまで暫定措置という形でこういう特例的な制度が今回創設されたという状況でございます。

偏在の是正をするとなぜ財源が生じるかということが続いて御説明いたしますと、もとの資料に戻っていただきまして4ページをお開きいただきたいと存じます。4ページの平成20年度地方財政収支見通し、この後、地方財政計画というものになるものでございますけれども、これを説明させていただきたいと存じます。

交付税が一体どうやって決まっているのか、

実は余りよく知られていないんですけれども、地方財政計画というものの策定を通じて、日本全体の地方交付税の総額というものは決定をいたしております。地方財政計画とは何かと申しますと、県と市町村の普通財源の標準的な歳出歳入の見込み、地方全体の歳出歳入の見込みを出すものでございまして、あくまでも標準的な歳出歳入ですので、実際の差の積み上げでなく、標準的な水準はこうなるだろうというものでございます。

具体的に歳出の項目を見ていきますと、例えば給与関係経費につきましては、平成19年度が22.5兆円、20年度が22.2兆円になっておりますけれども、給与関係経費につきましては、学校の教職員あるいは警察官、そういったものの標準的な定数で決まりますので、そういった標準的な定数に標準的な給与を掛けて、地方全体で幾らになるだろうかということで給与関係経費については算出しています。その下の一般行政経費につきましても、社会保障関係費が多いわけでありまして、国の予算で介護保険で2.5兆円予算化されれば、地方でも2.5兆円発生するので、その分を足すとか、そういった標準的な歳出に要する経費をそれぞれの項目ごとに積み上げたものが歳出の合計ということで、来年度については83.4兆円という形になっております。

一方、歳入につきましても、地方税とか国庫支出金、地方債がありますけれども、地方税につきましては、税制改正あるいは日本全体の景気動向、国庫支出金につきましては、国の予算で地方向けに出される国庫支出金の合計、そういったものを積み上げて歳入についても出します。

歳出と歳入を出しますと、歳入が足りないこ

とになります。その歳入の足りない部分について交付税で補うという形で交付税を決定している形に現在なっております。

上の歳出のところの3段目に、平成19年度になかった項目ですけれども、地方再生対策費ということで0.4兆円入っております。ここに0.4兆円入るということは、歳出が0.4兆円ふえますので、その分だけ交付税がふえると、そういう構造になっております。

税源の偏在是正をするとなぜ財源が生まれるのかということですが、歳出の項目の一番下にその他という項目があります。これはいろんな項目が入っておりますけれども、水準超経費といった項目が実はございます。これは何かと申しますと、交付税をもらっていない不交付団体——東京都とか愛知県——がありますけれども、そういう団体は、標準的な歳出を上回るぐらい税収がありますので、地方税を上回るだけの歳出ができるということで、標準的な行政水準を超えてサービス提供ができるので、その分の水準超経費というものがその他の中に見込まれております。

税源の偏在を是正しますと、不交付団体から交付団体に税収が移りますので、今まで交付税をもらっていない団体は、税が減ればその分だけ余分にできたサービスも減るので、普通でいくと、その他の水準超経費をその分だけ圧縮しなきゃいけないんですけれども、そうしてしまうと交付税が減ってしまうので、その減る分相当額を地方再生対策費ということで上積みをして地方交付税を確保しようというのが今回の改正の概要でございまして、いずれにしても、結論だけを申しますと、地方再生対策費ということで0.4兆円ふえた分だけ地方交付税がふえているという形になっております。

もう一度3ページにお戻りいただきまして、地方再生対策費ということで4,000億円、0.4兆円ふえた分につきましては、2つ目の丸にありますけれども、地方交付税の算定を通じまして、市町村、特に財政状況の厳しい地域に重点的に配分ということでございまして、実質的には、都道府県に1,500億円、市町村に2,500億円ということで、市町村に厚目の配分がなされるという見込みになっております。また、その下のぽつにありますけれども、第1次産業従事者比率あるいは高齢者人口比率等反映ということで、過疎地域あるいは中山間地域、そういった特に財政状況の厳しい地方に配慮して配分がなされるというような方向が出されているところでございます。

こういった結果、その下の2つ目の網かけの丸のところにありますけれども、来年度の実質的な交付税につきましては、日本全体で18.2兆円ということで、前年度に比べましてプラス0.4兆円になっております。これは三位一体の改革以後ずっと減少しておりまして、平成15年度以来、5年ぶりの地方交付税の増という形になっております。これに伴いまして、その下の一般財源につきましても、59.9兆円で、前年度に比べまして0.7兆円の増ということになっております。

特に一般財源について言いますと、ポイントになりますのは、その下の丸に交付団体ベースの一般財源を増額と書いております。一般財源につきましては、ここ数年間ほぼ同じ額が確保されていまして、政府としては、地方に必要な一般財源の総額は確保しているという説明をしてきたわけでありまして、全体が一定である一方で、交付税をもらっていない不交付団体、東京都とか愛知県は一般財源が大きくふえ

ていますので、全体が一定とすれば、それ以外の団体は逆に言うと一般財源は減っているという状況だったわけでありまして。今回は、交付税を交付されている団体で見てもプラス0.6兆円ということで、今までは、地方交付税をもらっている団体、不交付団体、合わせて一般財源はプラマイゼロでしたけれども、今回交付税をもらっている交付団体で見ても一般財源はふえているということで、特に財政状況の厳しいところについても一定の配慮がなされたというような評価がされているところでございます。

これで今後見通しは明るいのかと申しますと、実は引き続き厳しい状況でございまして、一番最後の網かけに、基本方針2006に沿って引き続き歳出の抑制に努力と書いておりますが、今回はたまたま特別枠がありましたのでプラスになっておりますけれども、特別枠が仮になかった場合はどうかと申しますと、そこに書いてありますけれども、特別枠がない場合は、地財の規模についてはマイナス0.2%、地方の一般歳出もマイナス0.6%ということで、全体としては歳出の抑制基調というのが続いておりまして、この特別枠が入ったからといって安閑としていただけないと、そういう状況でございまして。

それと、もう一点厳しい状況を申し上げますと、4ページにもう一度戻っていただきまして、歳入の項目の中で地方税の項目がございまして、平成19年度が40.4兆円、平成20年度が40.5兆円ということで、0.1兆円の増になっております。これは近年、景気が回復しておりまして、地方税につきましては大きく伸びておりましたけれども、最近景気が鈍化しておりまして、地財の見込みでも地方全体で0.1兆円の増程度という形になっております。景気のいい都市部と余り景気のよくない地方部を合わせて合計

でプラス0.1ですので、景気の鈍化感の強い地方部にとりましては、地方税は見込みが非常に厳しい可能性があるということを示しているものでございますが、そのあたりについても今後留意していく必要があるのかなというふうに考えているところでございます。

地方財政対策については以上でございます。

○中野委員長 以上で執行部の説明が終わりました。委員の皆様、質疑はありませんか。

○中村委員 公益法人でお聞きしたいんですが、公益法人の見直しというのは、不当な優遇措置を受けているところが多いのでこれを見直そうという趣旨なんでしょう。今までいろんな公益法人等があったわけですが、不当なというか、そういったものもあるのではないかとということで、国としてこれを見直そうと、正しい法人を認めていこうと、こういうことですか。

○井手行政経営課長補佐 公益法人改革の背景としましては、今、委員のおっしゃった点も踏まえながら御説明申し上げたいと思うんですけども、基本的には2つの観点から言われております。

まず、1点目としまして、民間が担う公的な部分が拡大をしていると。我が国の社会経済システムの中で、民間が担う公共の部分が拡大している中で、公益法人の行う活動もその一角にあるということで、それを明確に位置づけてさらに推進していこう、その活動を促進していこうという点が1点目です。もう一点としましては、今おっしゃられたように、公益法人に関して今までさまざまな課題があると言われてきました。1点としましては、営利法人と変わらないような活動をしながら極めて厚い優遇措置が図られている団体であるとか、もしくは、運営そのものが適切に行われていなくて問題となっ

たような公益法人があったという事例もございます。そのような運営そのものに問題があるんじゃないかという点も踏まえて、それに適切に対処していかないかん。そのためには制度そのものを抜本的に見直す必要があると、この2点で今回の公益法人制度改革につながったというふうに言われております。

○中村委員 2ページに県許可の公益法人数というのがありますが、社団法人と財団法人が144と108あるわけです。これを精査していくと少なくなるのが予想されますね。これはどのくらいをシミュレーションしていらっしゃいますか。

○井手行政経営課長補佐 現行の252法人が、まず、法人さんの意思として、一般法人化を望むのか公益法人化を望むのかというのもございませぬ。なおかつ、今回の新たな制度への移行の申請に当たりまして、事業そのものを見直していくことも可能となっております。今までやっている事業に新たに公益目的の事業を追加して公益法人を目指すことも可能ですし、逆に事業を縮小して、一般の社団、一般の財団に移すことも可能ということで、現時点でこのうちのどのくらいが公益法人になるのかならないのかというのは、シミュレーションのしようがないという状態でございます。また公益の認定につきましても、細かな具体的な部分については、県の対応の②に挙げておりますけれども、国のガイドラインもまだ具体的なところまで詰め切っていない状態ですので、県独自の判断は難しいかなと思っております。

○中村委員 なぜ聞いたかということ、私が所属する司法書士会あるいは調査士会に公嘱協会というのがあるんです。これは社団法人ですが、公共的な県とか市の発注する工事を請けて社団法人として仕事をしていく、この行方が非常に

微妙であろうというふうに思っているんです。だから、社団法人とかいろんな法人があるわけですが、それが淘汰されるんじゃないかという懸念があったものだから。わからないということであれば結構ですが、それを心配したものでずから、お聞きをしたところでした。

それから、先ほど財政課長がおっしゃった、水準超経費というんですか、東京とか愛知あたりがそういったのが一般財源でオーバーするんだという話でしたが、もうちょっと詳しく教えてほしいんですが。

○和田財政課長 水準超経費についてでありますけれども、地方の財政計画で歳出歳入の差し引きの足りない部分を今、地方交付税で埋めているという状況であります。ただ、この歳出歳入をそれぞれ交付団体、不交付団体で分けて考えますと、交付税をもらっていない不交付団体は、地方税とかそういった歳入のほうは歳出よりも多いわけです。そうすると標準的な歳出よりも多くのサービスが提供できる状況にあります。東京とか愛知県はやっています。地方税がたくさんある部分について、歳出歳入を釣り合わせるために歳出のところに水準超経費という項目を立てて、東京都とか愛知とか交付税をもらっていない団体は地方税の多い分をそこで見込んでいるという形になっています。たくさん税があるからそういう経費が発生しているわけで、税源偏在を是正して東京と愛知の税収が減れば、歳出のほうの水準を上回っている経費についても圧縮しないとおかしいということで、単に税源の偏在を是正するだけであれば歳出のほうの水準超経費も圧縮されると、理論的にはそういう関係になっております。非常に難しいところで説明が……。

○中村委員 東京とか愛知あたりは賄っていけ

ると。余計ある分については地方に回すということですか。それじゃないよね。

○和田財政課長 非常に単純化して申しますと、2つの団体で世の中が構成されているとしまして、ある団体で税収が10億円、ある団体はゼロとします。いずれの団体も標準的な歳出規模は5億円とすると、10億円あるほうは本当は5億円で済むのに、10億円税収があると5億円余分の歳出ができます。一方、ゼロのところは、もともと5億円足りないので5億円あげなきゃいけない。歳入のほうは10億円にゼロを足して地方税は10億円です。歳出のほうは、10億円ですけど、歳出を10億円だけにしますと交付税の余地がなくなる。税の多い10億円の団体は5億円たくさんサービスができるので、歳出のところに別途5億円立てるわけです。そうすると、歳出が10億円になって歳入が10億円なので、足りない5億円を交付税で渡しているということで、地方税をたくさんもらっている分を歳出においても今の地方財政計画上は見込むというような制度になっています。

端的に言うと、東京とか愛知県は税収が多いので、普通より税収が多い分、たくさんサービスを提供しているから、その分は歳出に見込もうということでもあります。地方財政計画は標準的な歳出を本来見込むものですけれども、税収が多いところは標準的な歳出以上のサービスを提供していますから、その分を見込んでいるという形になっております。

○中村委員 そのことで東京都知事が総理と話があったときに、ある程度出すようになったわけけれども、何で出さないかんのかみたいなことを言っていましたね。あの経緯というのはどういうことなんですか。

○和田財政課長 いずれにしても、東京都はど

ういう形であれ税源偏在を是正すればマイナスになります。そういう団体の首長さんとしては、自分のところの団体にマイナスになることについては当然賛成しかねますので、そういうことで強い反対をされて、最終的には、そういう反対がありましたので、自民党の税制調査会小委員長であるとか、あるいは総理が会われて説得されたというような経緯があるというふうに聞いております。

○黒木委員 地方再生対策費として4,000億というのは、けさラジオでやっていましたので、私も聞いておりましたが、東京、愛知、こういうところは不交付団体なのでこういうところにはないけれども、都道府県で1,500億、宮崎県の場合、大体100分の1ですね。そうしますと、どれぐらいの割合で今来そうなんですか。

○和田財政課長 きょうあたり新聞報道等で、地方再生対策費はどれぐらい各都道府県に配分されるかという情報が流れておりましたけれども、それを見ますと、本県では40億円来るという形になっておりました。ただ、これはあくまでも地方再生対策費だけの分です。地方交付税はそれ以外の要素もありますので、トータルで幾らになるかというのは現在わかりません。あくまでもこの4,000億円の配分については、現在流れている新聞情報によればということですが、40億円。ただ、それ以外の要素もありますので、全体としてその40億円より多いのか少ないのかというのはまた別になると思います。

○黒木委員 それと市町村ですね、ここにも書いてありますように、合併したところ等には特別な配慮をされると言われておりますが、そこあたりが気になる場所ですね。合併していないところはますます厳しくなるし、してあるとこ

ろはそういう面では手厚くするのかなど。そういうところはどうか。

○和田財政課長 配分方法の詳細につきまして総務省から示されておりませんので、ここに書いてあるとおりです。第1次産業者比率、高齢人口、それから合併市町村には、何らかの係数を掛けて上乘せをするような扱いは恐らく検討されていると思います。ただ、具体的にそれがどの程度であるかというのはまだ詳細を把握しておりません。

○鳥飼委員 まず、公益法人のことですが、いろいろ御説明いただいたんですけど、国許可分というのがあるんですか。

○井手行政経営課長補佐 基本的に、2つの県にまたがって事務所を設置しているとか、公益目的の事業を2つ以上の都道府県で展開をする、そういうふうな公益法人は国の所管の公益法人という形になります。

○鳥飼委員 国のことですからあれですけども、現行、概数どれぐらいで。今、公益と一般と一緒にたになっているわけですね。ただ単に公益性が前面に出ている法人と、そうでない法人とあると思うんですけど、国が管轄しているのは大体どれぐらいあるんですか。

○井手行政経営課長補佐 公益法人と言われるものに関しましては、全国で2万5,000あるということで、その1%ぐらいということで本県に252あります。このうち国、県でどういう比率になっていくかというのは、今申し上げましたように、法人の所管そのものが今後の制度で変わる可能性もございますので、その辺まだどうなるのかわからないと。

○鳥飼委員 いや、現行。

○井手行政経営課長補佐 現行は、約2万5,000と申し上げましたけれども、細かく申し上げま

すと、国所管分が6,776法人、都道府県所管分が1万8,253法人、合わせて2万4,893法人になっております。

○鳥飼委員 法人税を免除していますよということがあって、収益事業をやっているんじゃないかというような目でといますか、国税をどれだけ上げるかということで、一般の財団というか普通と思われる財団にもいろいろやっていますね。県の252法人の中で収益事業をやっている法人というのはつかんでおられますか。つかんでおられなければ結構です。

○井手行政経営課長補佐 済みません、把握してございません。

○鳥飼委員 そうしますと、先ほど議論がありましたけれども、今後どうするかという議論がそれぞれの法人の中で出てくると思うんです。税収との関係も出てきますから、公益の社団・財団というのはかなりの厳しいものが出てくるんじゃないかなというふうに想定しているんです。そこら辺の見通しというのは何か聞いておられますか。

○井手行政経営課長補佐 対応の3に書いていますが、説明会を今呼びかけております。説明会を2月に開催する予定としておりまして、今、現行252の法人さんのほうに意向調査、どちらの方向で考えていらっしゃるでしょうか、一般のほうに行きますか、公益のほうに行きますか、いつごろそういうことを決めますかというアンケート調査を現在している状況でございますので、その結果を全部いただいておりますので、動向についてはまだ申し上げられない状況でございます。

○鳥飼委員 実質、公益事業をやっているかどうかというのは把握しておられないということだろうと思うんですが、先ほど申し上げたよう

に、かなり厳しい縛りが出てくるだろうと思っているんです。場合によっては解散をしなくちゃならないとか、法人税をどうやって捻出するかということで、法人の継続そのものが困難になる場合も出てくるのかなと私、予想しているんです。そこも説明会を聞いてということになるんでしょうかね。

○井手行政経営課長補佐 それぞれの所管の法人につきまして十分な助言等を行いたいと思っております。まずは、法人のほうで、公益法人として今後も維持していくのかどうか、維持していける経済的な基盤と申しますか、経営的な基盤を持ち得るのかどうかというのが一つのハードルになろうかと思っております。その辺のこともあわせて新しい制度の概要について十分説明をして、アドバイスできるものはアドバイスをしていきたいと思っております。

○鳥飼委員 それぞれ法人は方向性を決めるのに、2年ぐらい前からああでもないこうでもないという議論と申しますか、悩んでおられると思うんです。1ページの下のほうで、税との関係は国において検討中ということですがけれども、いわゆる国税ということになるんでしょうね、主管課長会なりいろんなところでの方向性といえますか、そこ辺での議論はどんなふうに説明を受けておられますか。

○井手行政経営課長補佐 税については、政府・与党の税制改正大綱あたりで少し触れられておりまして、基本的には優遇の部分が拡充されるやに聞いております。ただし、法人税、国税のほうでございますけれども、法人税につきましては、一般の営利企業等30%の法人税率ですけども、これが今の公益法人は22%という優遇を受けております。これについては一般と変わりなく30%に戻されるのではないかと。この部

分が厳しくなる部分。あと優遇が拡充される部分でございますが、これについては寄附税制と言われる部分でございます。公益をしている社団・財団に対して、寄附をしたものに対して税額の控除でありますとか、わかりやすいところでいいますと、相続財産を公益社団法人、公益財団法人に寄附した場合には相続税が控除される、そのような優遇措置が図られるやに聞いております。

○鳥飼委員 かなり法人自体が……、まあ、井手さんのところですべてするわけじゃないですね、それぞれの課でやるから、説明会をされるときに、各課主管のところでのそのような状況も相談にのってあげられるように、そういうようなことで周知をお願いしたいと思います。これはお願いです。

○中野委員長 ほかにありませんか。

○鳥飼委員 地財のポイントを説明していただいたんですけども、事前に聞いている中では、本県の分についてはちょっと出せませんよというようにことだったんですが、方向性といえますか、基本的な考え方というのは11月ごろに出されていますね、予算を立てる場合の考え方というのは。確かに、知事査定が終わって、代表者会議があって、そして議運なりで説明をされるということになるんでしょうけれども、私の希望としては、この時点で総務部として、大枠はこういう方向になりますよと、こういうことを今後はやっていただいたほうがいいのかなと思っています。そうなるかと財政課長に言ってもしょうがないので、総務部長にということになるんですけども、予算を策定する場合に、こう決まりましたよとすべて固まった本の中で説明を受けるということも一つの方式であります。宮崎県はずっとそういう方式で来たんです

けれども、そうではなくて、大まかな概要といえますか、方向性といえますか、そういうものは示すべきではないかなと、私はそんなふうにいるんです。ことしの場合は無理だといたしましても、今後そういうふうな検討をしていくべきではないかと。そのことで私どもも予算についての関心といえますか、注文なり、また県民もそういうものを受けてということになりますから。今はただ単に、どういう采配を振られるだろうということでもマスコミの皆さん方も、正念場のというような書き方をしておられますけれども、私は示すべきではないかと思っているんですけども、その辺についての考えをお聞かせいただきたいと思います。

○渡辺総務部長 予算については知事に予算編成権があるわけですけども、全国各県でも予算編成過程の透明化という動きが出てきておりますので、本県としてどの程度できるかということについては慎重に検討しなきゃいけないと思いますけれども、方向的には今、委員がおっしゃったような方向を目指したいというふうに考えます。

○鳥飼委員 議会の運営についても、知事が新しくかわられて大きく変わってきたというのがあります。その提起を受けて我々も真剣に考えてやっといこうという議論をしているわけです。その一環として予算委員会の議論を今やってもらっているんですけども、全国の状況でもそういうことをやっているところがありますし、予算の概要なり決定の方法についても、大きくはこういうふうな形でいきますよと、ただ、詳しいものについては、ある期限がありますから、その時点になりますけどというような流れになっていると思うんです。ですから、今年度は無理にしても、ぜひ来年度からそういうことで

の改善をお願いしておきたいと思えます。

○中野委員長 4ページの平成20年度地方財政収支見通し、本年度は去年に比べて交付税はどのくらい減ったんですか。19年度は18年度に対して。

○和田財政課長 まず普通交付税ですけれども、約20億円の増。ただ、一方で臨時財政対策債が約20億円の減ですので、実質的な交付税ということで申しますと、18年度、19年度ではほぼ横ばいという形になっています。これとは別途、税源移譲の関係で、所得譲与税から個人住民税に19年度振りかわっておりますけれども、これで見込んだよりも70億円くらい減っています。本来それは交付税でカバーしなきゃいけないので、そういった70億円落ちている要因があるにもかかわらずここはプライマイゼロということで、必ずしもプライマイゼロだから横ばいとはなかなか言いがたいですけれども、交付税だけで見ますと、実質的な交付税は18年度と19年度を比べますと本県では横ばいという状況でございます。

○中野委員長 平成20年度の財政見通しで見ると、ことしと比べてかなりマイナスが減っているかなと思うんですけど、それはどうですか。

○和田財政課長 先ほど黒木委員の御質問にお答えしました地方再生対策費の4,000億円については、今、新聞報道で見ていると、本県では40億円が来るんじゃないかというふうに一般的に言われています。ただ、それ以外の項目がございしますので、それ以外の項目も含めて、地方交付税がふえるのか減るのかということについては、現時点では見通しがたいですけれども、とりあえず地方再生対策費で40億円来ますので、ほかの項目がどの程度影響があるかわかりませんが、これまでよりは若干ましかなというふうな見込みはしております。ただ、一方で

地方税が余りふえていませんので、そのあたり総合的に見ていかないと、全体としていいか悪いかというのは今の時点では言いがたいというふうに考えております。

○中野委員長 本年度の税収見込みはどうなんですか。

○和田財政課長 まだ見込みの段階でわからない面もございまして、各県の状況を聞いておりますと大きく落ち込んでいる団体がございまして、先週も新聞報道で赤字地方債と出ていましたけれども、あれは減収補てん債を出す団体が出ていまして、19年度予算で見込んだ税収よりも実際が少ないものですから、それを補うために減収補てん債を発行するという状況で、本県はまだ発行するような状況ではないんですけども、全国的に見てみますと非常に落ち込んでおりますので、最終的には決算を見ないとわかりませんが、余り樂觀できない状況かなというふうに認識しております。

○鳥飼委員 イメージの中で財政課長から説明を受けたんですけど、2.6兆円、地方法人特別税ですね、消費税1%ということで、消費税の配分の見直し等も行われていますけれども、そういうものにつながっていくという見通しをしておいてもいいのかなという感じもしないでもないんですが、どうですか、そこ辺は。

○和田財政課長 まず、地方団体側として、地方消費税の充実ということが一番に訴えてきたわけでありまして。ただ、現実の政治情勢を見ますと、非常に消費税に対するアレルギーがあるというか、政治情勢非常に厳しい中で、消費税についての議論がことしの秋、残念ながらタブーな状況の中で、とりあえず今回実現したこととして、与党の税制改正大綱、それから、政府の閣議決定において地方消費税の充実を図ると

という言葉が何カ所も盛り込まれているということ、それから、この後法律が提案されると思いますけれども、その中でも地方消費税を充実するという方向性を打ち出して、それが実現するまでのあくまで暫定措置としてこういうことをしますということで、閣議決定あるいは法律の中で地方消費税の充実ということが一定程度方向性として盛り込まれたことについては評価をしてもいいのかなと、そういうふうに認識をしております。

○中野委員長 ほかにありませんか。

それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時56分再開

○中野委員長 それでは委員会を再開いたします。

当委員会の報告事項の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○村社総合政策本部長 本日は1件御説明させていただきますと思います。お手元にあります「宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針」、仮称でございますが、この素案について御説明をさせていただきますと思います。

総務政策常任委員会資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

そこに策定の趣旨というふうに書いてございますけれども、近年、対象者を問わず——対象者を問わずと書いてありますけれども、年齢ですとか、性別、障がいの有無、国籍など、そういった個人の特徴にかかわらずという意味でございますが、対象者を問わず、初めからすべて

の人が利用しやすい環境づくりを目指す、いわゆるユニバーサルデザインの考え方を広め、さまざまな取り組みを推進していくことによって、これまでのバリアフリー化の取り組みをさらに発展させていくことが重要になってきております。そこで県では、このユニバーサルデザインに関しまして、本県の目指す姿あるいは基本姿勢、分野別の取り組み方針などを取りまとめた指針を策定しまして、県民総力戦によるさまざまな取り組みを推進していくこととしております。

次に、2の指針の概要につきまして、これは後ほど総合政策課長が説明いたしますので、割愛させていただきますが、策定の経緯、2ページをごらんいただきたいと思います。3の指針の策定経過と今後のスケジュールについてでございますけれども、本指針につきましては、一昨年から、全国の自治体の取り組み状況等について情報収集を行ってまいりました。それから、昨年6月に策定いたしました県の新しい総合計画の中にユニバーサルデザインの推進を盛り込むことによりまして、本格的な作業に着手したところでございます。ごらんの資料にございますように、これまで庁内の関係課を集めた連絡会議あるいは外部の有識者から成る策定委員会を開催しながら指針の検討を重ねてきたところでございます。この間、昨年9月には県身体障がい者団体連合会との意見交換を行いました。県内各地から21名の障がい者の方々にお集まりいただきまして、フリーディスカッションをさせていただきました。その際には、日ごろ私どもが気づかない視点など、大変示唆に富んだ多くの御意見をいただいたところでございます。今回の指針案の中に相当程度御提言を反映させていただいているところでございます。

これからのスケジュールについてでございますけれども、本日より実施いたしますパブリックコメントにより県民の皆様から幅広い御意見をいただき、これらを踏まえ、2月に予定しております第3回の策定委員会で最終原案を固めることといたしております。

私からの説明は以上でございます。

○中野委員長 ちょっといいですか。この「ユニバーサルデザイン」というのは、日本語に直したら何と言うんですか。

○村社総合政策本部長 それも含めて御説明いたしたいと思います。

○土持総合政策課長 それでは、指針の概要につきまして、素案になりますが、御説明をさせていただきます。

委員会資料に指針の概要ということで掲載しておりますけれども、説明のほうは、別途お配りしております冊子に同じものがございますので、内容も含めましてこの冊子のほうで御説明をさせていただきたいというふうに思います。

別冊の「宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針（仮称）素案」と書いてあるものでございます。これの1ページをお開きいただきたいと思います。指針につきましては、ごらんとおり、5章立てで策定をしているところでございます。

まず第1章でございますけれども、指針策定の趣旨、それから、ユニバーサルデザインとはどういうものかということにつきまして掲載しております。次に第2章でございますけれども、本県でユニバーサルデザインが必要とされる背景として、超高齢社会に突入していること、多くの海外観光客の方々に御来県いただいていることなどを記載しております。そして第3章でございますけれども、本県が進めるユニバーサルデザインについての目指す姿、推進してい

く上での基本姿勢、視点を盛り込んだところでございます。このような視点等踏まえまして、次の第4章で、本県のユニバーサルデザインの分野別取り組みについて記載しておりますけれども、ここの概要図のとおり、最も重要な取り組みといたしまして、ユニバーサルデザインを進めていく上での基本、土台となりますユニバーサルデザインのこころづくりに取り組むこととしております。その上で、これらを踏まえながら、まちづくり、ものづくりなどを進めていくことにしております。そして、最後の第5章でございますけれども、県民総力戦によるユニバーサルデザインの推進ということでございますけれども、県を初めといたしまして、県民、市町村、民間団体、企業が一体となってこれらの取り組みを進めていくということにしております。

次に、2ページから内容に入ります。「第1章はじめに」についてでございますけれども、これにつきましては、先ほど本部長から説明をさせていただきましたとおりでございます。

続きまして、3ページをお開きいただきたいと思います。ユニバーサルデザインにつきましては、1974年にアメリカの大学教授が提唱された概念でございます。2の定義にありますとおり、「年齢、性別、障がいの有無、国籍など個人の特徴にかかわらず、初めからすべての人に対し可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザイン」というふうに定義をされております。なかなか日本語では難しいかもしれません。また、ユニバーサルデザインにつきましては、3のところがございますとおり、だれでも公平に利用できること、使う上で自由度が高い、使い方が簡単ですぐにわかるといったような7つの原則で構成をされております。

次に、4ページでございますけれども、バリアフリーとユニバーサルデザインとの共通点、相違点を整理した表を掲載しております。どちらも人々が暮らしやすい社会を目指そうとする理念、方向性という観点では共通しておりますけれども、その定義、対象者、整備の度合いに若干の相違がございます。まず、定義についてでございますけれども、バリアフリーが、バリアとなっているものを取り除くものとされている一方で、ユニバーサルデザインにつきましては、だれにとってもバリアのないように最初から配慮するものとされております。また対象者につきましても、バリアフリーが高齢者、障がい者等を対象としているのに対しまして、ユニバーサルデザインは、先ほどから申し上げておりますとおり、すべての人を対象としているところでございます。また整備の度合いにつきましても、バリアフリーは、健常者と同じように使えるようにすることを目指しておりますが、ユニバーサルデザインは、初めからだれもが使いやすいようにすることを目指しております。具体例といたしましてトイレの例を掲げております。

その下の5でございますけれども、ユニバーサルデザインとバリアフリーの関係を示した図でございます。これはユニバーサルデザインがバリアフリーを発展的に包含した概念であるということを示したものでございます。

5ページをお開きいただきたいと思っております。ここからが第2章ということになります。ここでは本県でユニバーサルデザインが必要とされる背景につきまして、5つの視点で記載をいたしておりますが、幾つか抜粋して御説明をしたというふうに思います。

まず、高齢化の観点、本県では全国平均より

5年ほど早く高齢化が進展してございまして、このままのペースでいきますと、その表にございますとおり、平成32年には3人に1人が65歳以上の高齢者となる見込みでございます。こうした超高齢社会の中にあっては、ユニバーサルデザインを推進していくことによりまして、だれもが快適に生活することができる社会基盤づくりを一層進めていく必要がございます。

次に、6ページが子育て支援の視点から、7ページが障がい者の自立支援の視点、8ページが国際化の視点、9ページでございますけれども、5といたしまして、情報化でございますけれども、すなわち近年のITの飛躍的な進歩を背景にいたしまして、インターネットを快適に利用できるブロードバンド網、携帯電話等の情報通信環境の整備が着実に進展いたしまして、簡単にたくさんの情報が入手できる時代が到来をしております。このような中で、年齢や障がいの有無等によりましてその利用に格差が生じないようにすることが重要になってきております。このため、今後は、いつでも、どこでも、だれでもITの恩恵を実感できるようにする必要がありますというふうに考えております。

次に、10ページから13ページまでに、これまでの県、国、民間団体における取り組みについて記載しておりますけれども、説明は省略をさせていただきます。

14ページでございます。ここからが第3章でございます。ここでは、本県が進めますユニバーサルデザインについて記載をしているところでございます。まず、本県が目指す姿を「誰もが持てる力を発揮し、安全・安心に暮らせる思いやりに満ちた社会」としております。

続きまして、15ページと16ページに、ユニバーサルデザインの取り組みを行っていく際の4

つの基本姿勢を記載しております。まず、参加と協働でございますけれども、ユニバーサルデザインの推進に当たっては、より多くの人のニーズを把握するため、つくる側と利用する側とが一緒になって取り組んでいく必要があるものというふうに考えております。また継続的な改善についてでございますけれども、ユニバーサルデザインの取り組みは、日々の変化に対応して見直しを繰り返すことが大切であり、決して完結することがない取り組みであるというふうに考えております。また、バリアフリーの施策の継承についてでございますけれども、障がい者や高齢者等対象として改善を行っていくバリアフリーの施策につきましても、人々がより暮らしやすい社会を目指すものでございますので、継続して行っていく必要がございます。さらに、ユニバーサルデザインにおいては、初めからすべての人のためにということ意識することによりまして、バリアフリーの考えを一步進めた社会づくりを目指すこととしております。

16ページになりますけれども、地域特性への配慮についてでございます。ユニバーサルデザインは、すべての人のデザインであるため、ともすると全国一律の画一化されたものとなりがちでございますが、本県におきましては、おもてなし日本一を掲げる観光地としての側面、台風災害が多いこと、本県のそういった特性にも十分配慮して取り組みを行っていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、17ページでございます。ここではユニバーサルデザインの推進のための4つの視点を記載いたしております。先ほど3ページのところで申し上げましたユニバーサルデザインの7つの原則を踏まえまして、ごらんの快適、柔軟、簡単、安全・安心という4つの視点を意

識しながらユニバーサルデザインの推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

19ページをお開きいただきたいと思っております。ここからが第4章でございますけれども、ここでは、本県のユニバーサルデザインの分野別取り組みといたしまして、ユニバーサルデザインのこころづくりを初め、概要図で見いただきましたように、まちづくり、ものづくり、就業環境づくり、情報・サービスづくりという分野ごとにそれぞれ現状、課題、取り組みの方向性を記載いたしております。

幾つか抜粋して御説明をいたします。まず、19ページ、ユニバーサルデザインのこころづくりの分野でございますけれども、現状のところの①にございますとおり、本県におきましては、ユニバーサルデザインに対する理解が十分でないということが挙げられます。恐れ入りますけれども、21ページをお開きいただきたいと思っております。ここに県民意識調査の結果を記載しておりますが、ユニバーサルデザインという言葉聞いたことがある人が県民全体の42%、意味を完全に理解している人は約12%にとどまっております。この点に関する課題といたしまして、恐れ入りますが、再度19ページに戻っていただきますと、下のほうに課題という升がございますが、①にございますとおり、ユニバーサルデザインについて学ぶ機会が必要ということを挙げております。取り組みの具体例といたしまして、20ページになります。取り組みの方向性の①でございますけれども、ユニバーサルデザインの普及啓発を挙げております。取り組みの具体例といたしましては、県職員等へのユニバーサルデザイン研修、県民の方々を対象にしたシンポジウムの開催、県のホームページへの情報掲載、パンフレットの作成、アイデアコンク

ールの開催等を挙げているところでございます。

次に、22ページをお開きいただきたいと思っております。ここから27ページまでがまちづくり分野でございます。ここではまちづくり全体について記載しております。現状といたしまして、22ページの現状の欄の④のところでございますけれども、建築物、公園及び道路等を整備する場合に、利用者の意見が反映されていないということも挙げしております。そして対応する課題といたしまして、同じく④のところに、多くの方が利用する施設整備等に当たっては、計画段階から利用者の意見を聴取する機会が必要ということも挙げしております。その取り組みといたしまして、23ページ、取り組みの方向性の同じく④を見ていただきますと、事業者との意見交換の実施を挙げているところでございます。

24ページをごらんいただきたいと思いますが、ここでは、まちづくり分野のうちの建築物について記載をいたしております。現状といたしまして、①にございますとおり、ハートビル法、ひとにやさしい福祉のまちづくり条例等によって、段差の解消等のバリアフリーの整備は随分と進展しているけれども、まだ十分とは言えないということも挙げしております。対応する課題といたしましては、同じく①に、未整備の施設等へのバリアフリー化の推進が必要ということも挙げしております。

そして、対応する取り組みの方向性といたしまして、25ページでございますが、①といたしまして、ハートビル法や人にやさしい福祉のまちづくり条例に沿った、より一層のバリアフリー化の推進を挙げているところでございます。これは4ページのユニバーサルデザインとバリアフリーの関係、15ページのバリアフリー施策の継承で御説明したとおりでございますが、ユ

ニバーサルデザインの考え方に内包されますバリアフリーの取り組みにつきまして、さらに推進をしていこうとするものでございます。

以下、28ページにもものづくり、29ページが就業環境づくり、30ページに情報・サービスづくりということで、それぞれの項目ごとに、現状、課題、取り組みの方向性を丸の番号で対応するように記載しております。後ほどごらんいただきたいと思っております。

最後に33ページでございます。概要のところでも申し上げましたけれども、ここからが第5章でございますが、ここでは、県民総力戦によるユニバーサルデザインの推進としております。県、県民、市町村、民間団体、企業が一体となってユニバーサルデザインを推進していくことが必要であるということも記載しているところでございます。

以上、駆け足で申し上げましたけれども、指針の概要についての説明は以上でございます。

○中野委員長 以上で執行部の説明が終了いたしました。委員の皆さんの質疑はありますか。

○中村委員 漠然としてつかみどころがないようなことでもございましたが、ユニバーサルデザインというのは何かと思ってさっき携帯で引いてみたら、障がいの有無にかかわらず、だれからでも無理なく利用できる商品やサービス、また、家、街などの設計というのがユニバーサルデザインということでしたが、これは都城のウェルネス運動みたいなものですか。ウェルネス運動のコピーみたいなものじゃないでしょうか。これはユニバーサルデザインということより、宮崎県ラブ運動だ、宮崎県愛の運動だ、すべてを押しなれば。すべてのものに愛を注がないかんとというようなことだ、聞いてみると。何もユニバーサルデザインと仰々しく書かなくて、ア

ンケートまでしなくても、宮崎県愛運動とかクラブ運動とかすれば非常にわかりやすいことであって、と私は今感じて。今お聞きして、当たり前のことが当たり前に書いてあるというような気がして仕方がないんですが、ウェルネス運動とよく似た運動だなというふうに思ったんですが、課長、いかがですか。

○土持総合政策課長 おっしゃるとおり、理念的な見方といいますか、それは確かにあると思います。14ページを見ていただきますと、今、中村委員のほうから愛の運動というふうに言われましたけれども、目指す姿のところを読みますと、前段の部分にまさにそこらの考えが示されていると思います。いろいろな人がいるわけですが、「多様性を認め合い、お互いを尊重しあいながら、今の持てる力を発揮でき、安心して快適に過ごすことができる」とともに、自らの意志で行動し、参加することができる社会こそ、本県が目指す社会」というふうに書いてあります。愛という言葉がいいのかどうかはわかりませんが、すべての人が思いやるといいますか、そういう社会づくりをやっているところ、そういうところが根底にあるというふうに思います。

○外山委員 今に関連しますが、基本的なことですが、民間のほうは、自動車メーカーでも電機メーカーでも常にニーズに対応しているわけですね。これを読んでいると確かにいいんですけど、これは推進というよりも啓発、いわゆるユニバーサルデザインの啓発のための指針ですね。既に民間のほうが先取りして、個別にニーズに対応しているわけですから。当たり前のことですね、社会生活を送る上で基本的なことですから。大事なことだけど、今言われたようにさらっといったほうが良いような気が

する。あくまでも意見ですけど。

○村社総合政策本部長 確かに言われるようにもう民間のほうは、自動車にしてもいろんな物づくりにしても、やはりニーズに応じた形で、だれでも使えるような形で改良し、進歩しているというのも事実だと思います。ただ、一方では行政がやるべきこともあるわけですね。10ページに、県におけるこれまでの取り組みの状況を書いてありますけれども、バリアフリーと言われた要するに福祉のまちづくり条例、この辺から始まって、外国人との関係、それから、これは言い出すと男女共同参画の問題でもやはり一つのバリアの問題ですね、心のバリアといえますか。ですから、県の施策の中にもいろいろ取り入れていける考え方であると思います。先ほど説明しましたように、国もそういった形で進めておりますので、国、県、市町村、そして民間、一緒になってこういった考え方を普及していこうということでございます。

○黒木委員 最終的には知事が申し上げている県民総力戦という形に持っていこうとしている感じはしますね。これで少しは何か予算化もするか、あるいは基本的に各事業課あたりでそういう方向に持っていこうとすれば、少しは割高になっていくのかなという気もするんです。そこ辺はどうなんですか。

○土持総合政策課長 今後の取り組みの方向性のところで先ほど見ていただきましたけれども、これは策定委員会のほうの意見もございまして、行政がやるのか、民間企業がやるのか、そこまでお示しをしておるわけです。例えば、行政が建物をつくるときに、こういう思想に基づいてやるときに、経費がある程度割高になるかどうかというのはちょっと私もわかりませんが、たとえなっただとしても、それはこの考え方を進め

ていく上で当然行政としてはやっていくんだということ各には協力をお願いしようというふうに思っております。

○黒木委員 行く行くはバリアフリーにしようとするなら、最初からするわけですから、少々割高になっても先々するよりは効果があるというふうに思うんです。そういう面では、最初の計画の段階からきちっと入れておいたほうが先々は割安になっていくという可能性もありますが、そこ辺は十分検討していただくといいなと思います。

○松村副委員長 国道とか県道とかハード面では、民間とか行政も含めて、バリアフリーなのかユニバーサルデザインとの境目がどこにあるかわかりませんが、進んでいますね。こうやって改めて推進指針という形でされていくわけですが、ソフト面では、ユニバーサルでいきたいと思いますという中で、もう一つ大事な、個人情報という形で縛りをかけているところの整合性が入っていないんじゃないか。例えば、地域でユニバーサルな考えでやさしい連携のまちづくりをしましょうといっても、隣の人だれか知らないというような形がこれからの課題じゃないかと思うんです。その辺の個人情報とか、あるいはさまざまな規制というのがございますね。ユニバーサルというかある程度壁を外して、みんなにやさしくだれでも参加できるようにしましょうという中で、もう一つは規制というところが入ってきますので、規制とユニバーサルの関係を行政としてどう今からかわっていくかというところが、ぱらぱらと見た中では入っていないというか、これからどうしていくのかなというところがうかがわれないと感じたところです。そのことに関してはどうのようになれるのか。

○土持総合政策課長 おっしゃるとおり、規制とユニバーサルという視点での記載というものは確かにはないと思います。今お聞きしながら、個人情報の問題も含めて具体的にどういうケースが該当するのかなと私も思ったんですけど…。

○松村副委員長 ソフト面の考えでいくと、障がい者の皆さんがもっと参加しやすいケースをつくりましょうというのと、一緒にしましょうね、同じ地域づくりをしましょうといっても、その方がどこのだれかわからないとか、知らされていないとか、知らされる必要はないんですけど、意外とその辺が壁があったり。小さなことでいくと、地域の公民館活動とか小学校のPTAでも連絡先もわからないという現状の中で、どれだけユニバーサルに持っていけるかという細かいところがあると思います。まあ、それはいいです。

もう一つは、ユニバーサルというのは、ハードでいきますと、まず、だれでも便利で、だれでも使い勝手のいいということと、もう一つは、伝統的な日本の家屋というところが出てきますね。その中で宮崎らしいとか伝統というところをどうやって……、うちはこれだけ長いことこんげしてしよつとやから、この地区はいつちやとか出てきますけれども、その辺をどう取り組みというんですか。あるいは、古い神社仏閣とかあって、この坂を残しておくとか日常生活的には無理だから、公共的には平らにしようというときに、その坂にもいろんな伝統があったりとか、そういう伝統とか日本文化との整合性というか、その辺でしょうけど。

それと、もう一つは、ハード面でいきますと、だれでも親しみやすい、どこにでも行きやすい県庁というところでは、宮崎県庁がこれほどわ

かりにくくて、複雑な建物だなとか、ちょっと歩きにくいなというのは、今訪れている県外の方も感心されているんじゃないかと思うんです。おもてなしするにはちょっとあれかなと思いつながら日々見ているんです。県庁として、ハード的なユニバーサルデザインに対する取り組みについてはどのような形でされていくのか。取り組みというところがあったので、その辺は今後記載されて……。お金がかかりますけどね。

○土持総合政策課長 前段の先ほどお話がございました地域のいろんな伝統的な建物との整合性とか、まちづくりなり、いろんな物をつくっていく上で、この中では公園の例が出ておりましたけれども、施設整備、それから公共的なものを整備していく上で、ユニバーサルの視点に立ったときに、どう整備すべきかということについて、公園の例にございましたように、いろんな人の意見を踏まえながら、固定的な方針といますか、考え方ではなくて、その状況、状況でいろんな人の御意見を伺いながら対応していくというのが一つの基本ではないかというふうに考えております。

もう一つ、県庁の例がございましたけれども、具体的に今、県庁をどうこうするという事はまだ考えておりません。担当課のほうと確認したこともございませんが、そういう御意見がたくさんあるのであれば、財政的な問題もあるかとは思いますが、どういう整備をすれば、お金をかけなくても来られた方にわかりやすい建物になるのかとか、そういう検討は当然進めなければならぬというふうに思っております。

○中野委員長 予算は幾らですか。これをつくるための予算。

○土持総合政策課長 この指針を策定するため

の予算ということですか。これは事務費を若干ですので、10万、20万程度だと思います。印刷も特に県の印刷室を使ってやろうと思っておりますので、経費的にはそうかからないのかなというふうに思います。ただ、今後いろんな普及啓発等を来年以降やっていきますけれども、それに必要な予算につきましては、今、財政のほうで検討していただいておりますので、また御審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○中野委員長 私はこの指針というもののほどいい加減なものはないと思うんです。何にも拘束力はなくて。行政がやるべきことと民間がやるべきこととあるわけですね。行政については、子育て支援とかいろんな分野は各部の担当課でそれぞれやっている話ですね。これは長期計画なんかにも恐らく書いてある話でしょう。ただそれをコピーして一まとめにしたというだけで。今後この指針をどう使っていくんですか。

○土持総合政策課長 冒頭申し上げましたが、このユニバーサルデザインの考え方をどう普及啓発していくかということが、まず第一の取り組みとしては大きい問題でございます。県庁内につきましては、この策定に際しまして、関係課集まって議論をしながらやっておりますので、この指針をバックすることによってそれぞれの課で対応をしていただくというふうに思っております。あと、これは策定委員会でも出たんですけれども、民間等に対してどういうふうにこの理解と協力を求めていくかということについては、私どものほうでももう少しいい方策を考えていかなければならないというふうに思っております。つくって配ったというだけではなかなかでございますので、その啓発等のあり方につきましては、具体例が出ておりましたけれども、そういったことを踏まえながら対応し

ていきたいというふうに考えております。

○中野委員長 ユニバーサルデザイン、格好いようにありますけど、中身は各部各課のやっているもののコピーかなど、私はそう思います。今、全体的に大事なこと、10年先の宮崎県がどうなるか。交通網も書いてあるが、バスなんか、国富なんか走っていても乗る人がおらん。極端な言い方をすると。まあ、いいですけど。

○中村委員 ざっと見せてもらって意味はわかったんですが、この前提に大事なことがあると思うんです。今、副委員長がちょっと公民館活動に触れましたけど、人が触れ合うやさしいまちづくり等々というのは、今、公民館の加入率は60～70%ですね。皆さんが公民館に入って、人と人とが触れ合っ、お互いが助け合っ、こうとするなら、まず、この根底に地域のコミュニティーをちゃんととらなくちゃいけない。そのためには、自治公民館ですから、法的な拘束はありませんね。そしてまた、今、法人に近い人格を公民館は持っているんですね、地縁団体とって。そういったことを考えると、その加入率が60%そこらしかない。例えば、ごみ捨て場を私も提供しているけど、ごみは投げ放題、モラルも何もないようなところで、公民館組織、いわゆるコミュニティーをどう構築していくかということで、法的に自治公民館組織に宮崎県民が全員加入できるような改正とか条例がつかれるのかどうか分かりませんが、その辺から始めてユニバーサルの考えをやっていかないと、一番最初の根底がしっかりしていないんだから、これを推し進めて県民が総力戦でいくというのはちょっと無理があるのかなと思ったんですけど、それは課長はどう思われますか。

○土持総合政策課長 確かに地域コミュニティー崩壊のところもあるというふうに伺っており

ますけれども、ここをしっかりと構築していくということは暮らし全般について重要であるというふうに思っております。ただ、100%加入に向けていろんな法整備というのは、私個人的には難しいのかなと思いますが、このユニバーサルの考え方だけではなくて、いろんな意味で、そこにある人、現に加入している人たち、そういった人たちに、少なくともいろんな情報を与え、協力をお願いして、まず、地域コミュニティーをしっかりと守っていただくといえますか、そういうところからやっていくことが必要なのかなというふうに思っております。ただ、確かに、このユニバーサルの考え方にしても、未加入の人たちにどういうふうに普及啓発していくのかということについては、難しい部分があるかと思えますけれども、組織から離れたところでの個々の対応というものも考えていかなければならないというふうに考えております。

○中村委員 その辺で難しいんですね。課長は都城の助役もされていたし、公民館の加入率とかそういうのはよくわかっていらっしゃる。県としてこういう施策を推し進めようとする、今、全員加入は難しいとおっしゃったが、何が難しいのか、法律上どういう障害があるのか、そういうのをちょっと研究していただいて……。私も自分の敷地を危険物置き場に貸しているが、山になるぐらい勝手に積み上げるんですね。これを推し進めようとするれば、その原点がちゃんとないと難しかりょうと。課題としてひとつそういう全員巻き込むようなことが法的にできるのかできないのか、その点をまた教えてください。

○中野委員長 よろしいですか。以上をもちまして総合政策本部を終了いたします。御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午後0時15分再開

○中野委員長 それでは、委員会を再開いたします。

その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長 以上をもちまして委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後0時15分閉会